

## 平成25年予算決算委員会会議録

1. 招集年月日 平成25年9月27日
2. 招集の場所 可児市役所全員協議会室
3. 開 会 平成25年9月27日 午前9時00分 委員長宣告

### 4. 審査事項

#### 審査事件名

- |        |  |
|--------|--|
| 協議事項1  | 地方税財源の充実確保を求める意見書について                  |
| 認定第1号  | 平成24年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について              |
| 認定第2号  | 平成24年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について      |
| 認定第3号  | 平成24年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について       |
| 認定第4号  | 平成24年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について          |
| 認定第5号  | 平成24年度可児市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について        |
| 認定第6号  | 平成24年度可児市飲料水供給事業特別会計歳入歳出決算認定について       |
| 認定第7号  | 平成24年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 認定第8号  | 平成24年度可児市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について       |
| 認定第9号  | 平成24年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第10号 | 平成24年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について      |
| 認定第11号 | 平成24年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 認定第12号 | 平成24年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について         |
| 認定第13号 | 平成24年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について         |
| 認定第14号 | 平成24年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について         |
| 認定第15号 | 平成24年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算認定について         |
| 認定第16号 | 平成24年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算認定について         |
| 認定第17号 | 平成24年度可児市水道事業会計決算認定について                |
| 議案第43号 | 平成25年度可児市一般会計補正予算（第1号）について             |
| 議案第44号 | 平成25年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について     |
| 議案第45号 | 平成25年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）について         |
| 議案第46号 | 平成25年度可児市水道事業会計補正予算（第1号）について           |

5. 出席委員 (19名)

委員	長	伊藤	壽	副委員	長	伊藤	英生
委員		林	則夫	委員		可児	慶志
委員		亀谷	光	委員		富田	牧子
委員		伊藤	健二	委員		小川	富貴
委員		中村	悟	委員		山根	一男
委員		野呂	和久	委員		天羽	良明
委員		川合	敏己	委員		酒井	正司
委員		澤野	伸	委員		山田	喜弘
委員		山口	正博	委員		板津	博之
委員		出口	忠雄				

6. 欠席委員 なし

7. その他出席した議員

議長 川上文浩

8. 説明のため出席した者の職氏名 なし

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高木伸二	議会事務局 議会総務課長	松倉良典
議会事務局 書記	小池祐功	議会事務局 書記	上田都

○委員長（伊藤 壽君） 皆様、おはようございます。出席委員も定足数に達しておりますので、ただいまから予算決算委員会を再開いたします。

それでは、協議事項1、地方税財源の充実確保を求める意見書を議題といたします。

初めに、本件を議題とした経緯及び理由を説明させていただきます。

この件に関しましては、現在国では安倍政権が掲げる成長戦略のもと税制改正が鋭意検討されていますが、地方財政は依然として社会保障関係などの需要増加や地方税収の低迷等により厳しい状況が続いています。

本市におきましても、市税は平成20年度155億円でしたが、平成24年度138億円と、平成20年度と比べまして約17億円、約11%の減少となっています。

一方で社会保障関係費である扶助費は、平成20年度が33億5,700万円で、平成24年度は52億6,300万円と5年間で19億600万円、約56.8%の大幅な増加となっています。

このような中、本市を初め基礎自治体である市町村は住民に最も身近なところで医療、介護、子育てなどの社会保障サービス、道路などの維持・更新、防災・減災対策などの安全対策、教育、消防、廃棄物処理など、住民生活に直結した広範な行政サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方の固有財源である地方交付税や地方税財源の充実確保が必要不可欠です。

平成26年度の地方財政対策につきましては、政府が財政健全化に向けた取り組みを進める中、厳しい展開が予想されています。

さらに平成26年度税制改正につきましては、固定資産税のほか自動車取得税、自動車重量税の取り扱いなどさまざまな課題が山積しています。また、全国市議会議長会からこうしたことに関する意見書の提出の依頼があり、全国各市議会においても提出の動きがあるところでございます。

したがって、今回可児市議会におきましても、少子・高齢化が進み、人口減少が続く中で、将来に向けて安定した行財政運営を行われるよう、地方交付税の増額による一般財源総額の確保及び地方税財源の充実確保等を求める意見書の採択を提案いたします。

次に、この件に関する意見書の提出について、伊藤英生副委員長より意見書案の説明をお願いいたします。

○副委員長（伊藤英生君） それでは、お手元に配付いたしました意見書を朗読させていただきます。

地方税財源の充実確保を求める意見書（案）。

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

記1. 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について。

(1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増などの地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。

(2) 特に地方の固有資源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。

(3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること。

(4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。

(5) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは避けること。

## 2. 地方税源の充実確保等について。

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ること。

(2) 市町村の基幹税目である固定資産税については、その安定的確保を図ること。特に、償却資産に係る固定資産税は、市町村にとって貴重な税源となっており、仮に廃止・縮小されるようなことがあれば、多大な影響が生じることから、現行制度を堅持すること。

(3) 自動車取得税・自動車重量税は、代替財源を確保しない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。

(4) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地方税財源を確保するための仕組みを構築すること。

(5) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、この意見書案について皆さんの御意見を伺います。よろしくをお願いします。

○委員（富田牧子君） 質問ですけどよろしいですか。書いてあることの中身の質問をしたいと。趣旨についてはよくわかりましたけれど、1の(4)の地方財政計画における歳出特別枠というふうに書いてありますが、これはどれぐらいの枠があって今までどのようなものにこれが使われていたのかということ、まずほかにも聞きたいですけど、まず1つ。

○委員長（伊藤 壽君） 済みません、手元に平成25年度の地方財政計画の概要がありますが、これによりますと、一般会計における加算措置等ということで、これ地方交付税の確保のところでは別枠の加算ということで、財源不足の状況を踏まえた加算ということで、9,900億円という国の地方財政計画、平成25年度ではここでこれで示されていますけど、別枠の加算ということで。そのほか一般会計における加算措置等というのは、折半対象以外の財源不足における補填、これで1兆231億円、それから、そのほか臨時財政対策債の特別加算として3兆6,045億円ということで、一般会計における加算措置等のトータルでは5兆6,176億円と

ということになっております。これは、地方交付税の確保というところに、こういったあれが入っておるといふふうに思います。手元の資料ではそのぐらいですが、済みません、そこでちょっと議長のほうに、この提案についての補足説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（川上文浩君） 補足といいますか、ちょっと内容について詳しく聞かれると非常に厳しい部分があるんですけども、なぜこういうことになったかという、以前から緊急と重要ということで、地方六団体を含めた中の私どもの当市には、全国市議会議長会の佐藤会長、横浜市議会議長ですけども、こういった平成26年度の税制改正に関する与党の税制調査会が行っている設備投資減税に関する議論の中で、償却資産に係る固定資産税の見直しが論点になっているので、これに対して意見書を提出してほしいという依頼が来ておりました。

また、全国市長会、新潟県長岡市長の森会長のほうからも、各市長宛てに緊急要請活動の実施についてということに来ておまして、最終的に9月20日の時点で、また全国市長会及び議長会のほうも含めまして、固定資産税は地方税の重要な地方の財源である。固定資産税に係る減税が行われることになると地方財政に大きな穴があくと。固定資産税の安定確保について要請を行っていただきたいと。また10月1日に発表される予定の政府が行う経済対策にはこのことが盛り込まれると報道がされており、このようなことから、緊急的に意見書を出していただきたいというような要請がありまして、昨日市長のほうから御相談がありまして、我々も協議した結果、急遽委員会、そして本会議が予定されているので、出しましょうというような話になって現在に至っております。

昨日、ばたばたしながら私と正・副委員長中心にまとめていただいたんですけども、内容について非常にちょっとわからないようなところがあるとこれは申しわけないなあとということがあるんですけども、詳細でもしちょっと答弁が難しいなというところは財政のほうにちょっと来ていただいて、答弁願っていただくということもあるのかなあというふうに思っておりますけれども、その辺のところは委員会として判断していただければということでございます。私からの補足は以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

○委員（富田牧子君） もう1点の質問は、2番のほうの4番ですが、地球温暖化対策譲与税という新しい今までに聞きなれないようなこういうのがやって来ましたが、これについては、どのような概念で行われるのか、どういうものなのか説明してください。

○委員長（伊藤 壽君） 済みません、これにつきましては、ちょっと詳細はわかりかねますので、また後ほど回答させていただきます。

○委員（富田牧子君） 趣旨はすごくよくわかります。でも、つけ焼き刃で内容もわからないのに意見書を出すということは、私はいかがなものかなあというふうに思います。もっと検討した上で、本当にこれがこういう時間がないとおっしゃるけれど、本当に自分たちが思っておったのと違うことがいっぱいあるわけですよ、やっぱり今まででも。それで、そういうつもりで意見書を出したにもかかわらず、例えばここに書いてあるような税の内容がどう

も違っていたとかということになれば、私はちょっと責任を持ってこういうことをお願いしたいということにはできないというふうに思っておりますけれど。

○委員長（伊藤 壽君） 詳細については、ちょっとまた後ほどということですが、この件に関しましては全国市議会議長会のほうから来ておりますので、内容については間違いのないものというふうに理解しております。

○委員（富田牧子君） それはおかしいんじゃないんですか。全国市議会議長会から来ているから正しい、全国市長会から来ているからいいです、どこどこから来ているから正しいと思いますというふうではなくて、検討した上で、このことがとても大切だからというふうじゃなかったら、意見書なんて出す必要はないというふうに私は思うんです。

○委員（林 則夫君） 過去30数年にわたって全国の市町、町へは余り行ったことないんですけど、視察に行きまして、私が一番関心を持って見たのはそのまちの財政指数、そういうものをずっと見てきたわけなんですけど、現在の地方交付金、地方交付税のあり方というのが、財政指数のよくない、要するにお行儀のよくない市町に対しては非常に手厚いわけなんです。ところが、本市のように優良市にとってはまことに冷たい状況にあるものだから、これを見直せということをして僕は過去30数年にわたって言い続けておるわけなんですけど、要するにこれ、基本が面積割と人口割が基本になっているわけですね、地方交付税というのは。それに均等割を入れなさいということをしてくるわけ、均等割を入れれば多少地方交付金がふえてくるというような意味ですね。

それから、いつとき可児市も不交付団体になったことがあるわけなんですけど、このときには非常に財政状況というのか、運営に困ったわけですね。だから市長に僕は直言したことがあるわけなんですけど、これはいつそのこと交付団体になったほうがいいぞということをした経緯があるわけなんですけど、まさにそのとおりで、地方行政を運営していく上においては、地方交付税なしでは考えられないわけなんです。だから何としてもこれは実現をしていかんといかんということで、先般も財政指数による優良市町に対する地方交付金の見直しをしてほしいということを申しあげましたら、回答が参りまして、既に法律が通っておるわけなんです。ところが、予算にまだ盛り込まれていないものですから、ぜひ来年度からこれを予算に盛り込むようにということをして申しあげましたら、先般文書が参りまして、これは検討していきたいということをございますので、ぜひ強力な意見書を出していただいて、推し進めていく必要があると思いますので、ぜひこの意見書は出していただきたいと思います。このことにつきましては既に市長には申し上げておりますけれども、一円でも多くもらったほうが市民が潤うと。こんな地方交付金によって職員の給料を賄っておるようなまちと可児市と、金太郎あめみたいに同じような考えでいってはいかんぞということをしてありますので、この意見書はぜひ出していただきたいと思います。以上です。

○委員（伊藤健二君） 2番の地方税源の第4項、今問題になった地球温暖化対策云々ですが、具体的な措置としてはちょっとあやふやな部分を削って、趣旨の部分としては、地方自治体が果たしている温暖化対策における役割を踏まえて、地方税財源を確保するための仕組みを

構築するというのを主文にして、すなわち具体的には地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、この部分を削っていただいて、地方財源確保のための仕組みをつくれということに限定して文章を修正してはいかがでしょうか。

そうする理由は、4番の具体的項目については、先ほど富田議員から指摘があったように、地球温暖化対策譲与税というのは過去も出ておるんだけど、中身が今この場で明確に説明されていないんですよね。もう一つは、例えば森林環境税だとか、似たような環境税という言葉も飛び出してきた経過があるわけですけど、共産党は環境税そのものについては反対をしません。

ただ、現に今幾つかの自治体で、岐阜県もあります、森林環境税とか森林税とかそういう名目で出されている税金については、やり方や対象や期間や集める内容等の問題で一部反対をしているところもありますので、そうした点で全員の確認がとれる内容にしていただくということが基本だと思いますから、地方税財源を確保すると、そういう点で明確にした4番にしてはどうかということでもあります。

あと1番の(4)については歳出特別枠というのが現にあって、プラスアルファで出ている部分があるんですけど、そういうのをあらかじめ国からの財政計画を提示するとき組んであるんですけど、それは現行でやっておる部分ということなので、多少曖昧なところがあるんですけど、現行維持してそれを地域経済活性化に資するようにやってくれという趣旨なんで、それはそれでよろしいのではないかと思いますから、それで提案していただいて、今富田議員からもう一度御意見聞いて、一致できるならそれで提案のほうへ回していったらどうでしょうか。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

今の件に関して、御意見は。

○委員（可児慶志君） 先ほど議長からもありましたように、不明確な点が多々あるというのは緊急でやむを得るところがあると思うんですけど、解明する必要があるれば財政を呼んでということも議長も言ってみえましたので、疑問な点を今もしほかにもあれば出してもらって、それをこの審議は後に回して、その間に調査していただいて、最後にこの意見書のまとめを、最後にまとめてもいいんじゃないかなあと思うけれども、進め方としては。中身については、その意見を聞いてから協議するという方法もあるので、そういう方法もちょっと考えてもらったらどうかなと思います。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに御意見は。

○委員（板津博之君） これ、全国市議会議長会が出しているものとほぼ同じ内容ということでもよろしいでしょうか。

○副委員長（伊藤英生君） そうです。フォーマットがありまして、それに準じて作成させていただきました。

○委員（板津博之君） 例えば堺市なんかはもう既に9月の何日かちょっと忘れましたが、意見書を出されているということで、13日でしたかね、事務局なりの情報でほかの議会の動き

というのがまた情報としてあれば御紹介いただければと思うんですけど。

○副委員長（伊藤英生君） 私が知るところでは、大垣市も取り扱っているということです。あと岐阜市も取り扱っているということです。

○議長（川上文浩君） 今回の質問に関しましては、今ちょうど9月議会やっている最中で、毎日のように意見書の可決報告が今議長会通じて来ておりますので、名前はちょっとあれですが、どんどん毎日届いているような状況で、大分多くの市がこれを意見書として採決しているという状況です。以上です。

またこの内容に関しましては、きのうもやりましたけど、1番から2番のほうは議会運営委員会の委員長ともやりとりしまして、最初のやつより大幅削減してこの2番になっておりまして、先ほど可児委員が言われたようにちょっと意見を出していただいて、それでまたちょっと時間をいただいて早急に立て直しますので、余り予算決算の審議のほうに影響してはいけませんので、そういった意味で意見を出していただくように、委員長、進めていただければありがたいなあというふうに思います。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

済みません、地球温暖化対策に関する財源確保ということに関しましては、平成25年度税制改革大綱の中でも検討事項として上がっております。

その中で、森林吸収源対策及び地方の地域温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行うことというようなことで、大綱の中でうたわれております。それに対するものだというふうに思います。そうしたものを、地球温暖化対策における国と地方の役割分担を踏まえて地球温暖化対策、そういった税源として、そういう仕組みをつくっていただくということであるというふうに理解しております。以上です。

○委員（山田喜弘君） 今回の委員長の件ですが、説明ですが、今回総務企画委員会で陳情がありました、その中にもちょっと文書だけ御紹介させていただくと、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置が平成24年10月に導入されたが、使途がCO<sub>2</sub>排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、早急に総合的な検討を行うとの方針にとどまっているので、そういう仕組みでいうと、石油石炭の税率の特例による一定割合を地方に渡してほしいというような意味だと思います。ですから、それに対応したのが(4)だとは思っておりますが、以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

○委員（富田牧子君） とにかく、きちっと説明してください。だって、と思いますとか、そのようですか、全然話が違うじゃないですか。私はこれを出すとかそういう意味で言っているのではなくて、やっぱり出す以上責任を持って中身について理解してから出さなきゃやっぱりだめだということなので、つけ焼き刃にたたくこうやって、よそもやっているからやりましょうと、そういうふうなやり方はいけないんじゃないですかということで、中身をもっとしっかり理解するように御説明ください。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに御意見は。



○委員（川合敏己君） 例えばこういう提言を出しまして、議会報告会で提言が出ておられるんですが、これはどういう意味やなということで聞かれたときに、やっぱり議会としてよくわかっていない部分というのは、先ほど私は伊藤健二委員がおっしゃられた趣旨の部分というのは、温暖化対策に対して地方財源を確保するための仕組みを構築することというところがやはり大切なところでありますので、ここで例えで出されている譲与税の部分に関しては、一つ説明がもしつかないということであれば、この委員会としてあえて採用しなくてもいいのかなあというふうには思います。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

今、協議というか課題になっておりますのは、大きい2の(4)でございますが、この件について御意見をいただきたいと思っております。

先ほどは、地球温暖化対策においての行で、最後のほうの地球温暖化対策譲与税を新たに創設すると、この文言について削ったらどうかという御提案がありました。そうしたことに關していかがでしょうか。

○委員（澤野 伸君） 済みません、ちょっと例示を出させていただきますが、横浜市がこの件に関して少し触れておる文書なんですけれども、温暖化対策における国、地方の役割の明確化と財源措置等ということで、内容としましては、国内対策の実施に当たっては、国、都道府県、市町村の役割分担を明確化し、対策を効率よく推進していくことが不可欠であり、中小規模事業者や家庭部門を対象とした温暖化対策など、地域できめ細やかな対応が必要な政策については地方自治体に委ね、地球温暖化対策譲与税の創設など必要な財源措置等を講じることということで、いわゆる地方自治体が行うことによって地球温暖化対策になるものに関しては、税の措置をしろというのが趣旨だということで、ちょっと例文を紹介させていただきました。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ほかに御意見は。今の件含めまして、御意見をお願いします。

○委員（伊藤健二君） 済みません、2回目発言します。

先ほど山田委員からも紹介があったように、平成24年10月から石油石炭税の関連で変更されていて、幾つかいわゆる温暖化対策関連の事態が進んできておるわけですよ。それと、平成25年の自民党の税制改革大綱で言及して総合的に検討すると言っておる中身やもんで、それ自体について政党が違えば意見も違うし、いろいろあるんですよ。その違いを今ここで一つ一つ解明して、それに対してどうやとやるおつもりならばそのようにやらなきゃいけないし、突如出てきた協議事項で、これを午後からの本会議に間に合わせて、それなりの内容として議会としての意思表示をしようというなら、やはりどうしても意見を細かい点まで調整しなきゃいけない部分はお互いが歩み寄っていただいて、無難な線におさめていただくということが運営上は必要だろうと思っております。

はっきり言って、税制大綱に載っていることについては私は賛成できません。自民党の平成25年度税制大綱については、25年度予算の中でも私は引き合いに出して触れておりますけれ

ども、幾つか問題点があります。それで、それにかかわっての議論をこれ以上やるというなら、やることは別に構いませんけど、まとまる、まとまらなくなってくるという事態に成らざる得ないだろうと思いますので、その辺も踏まえて、趣旨として何を残していくかということをやったわけですが、先ほど可児委員から疑問点なりがあればそこを出しておいて後でまとめるということも一つの方法として出ましたし、委員長としてその辺を取りまとめてきょうの主要議題に話を戻すのか、この第1協議案件についてどうするのかを方向づけしていただいたほうがいいと思うんですけど、よろしくお願いします。

○委員長（伊藤 壽君） ただいま伊藤健二委員から御意見をいただきました。

この意見書につきまして、提出の方向で進めていきたいとは思いますが、それに関して御意見ある方はお願いしたいと思います。

○委員（天羽良明君） それでいいと思います。賛成です。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、ほかに御意見はよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

じゃあ、それではこの地方税財源の充実確保を求める意見書については、本会議に提出するという方向で進めてまいりたいと思います。

それで、これに関して、問題点、課題を整理したいと思いますが、これについてのそれぞれの項目について、まず課題だけをまとめたいと思います。御意見をいただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

〔挙手する者なし〕

よろしいでしょうか。そうしたら、先ほどから御意見が出ておりますのは、2番の(4)地球温暖化対策についてでございます。これについて、若干時間を少しとりまして、この項目についてまとめたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この項目について御意見がある方はよろしくお願いします。

○委員（伊藤健二君） 3度目の発言で恐縮ですが、新税創設というテーマであります。

何をどのように何を目的にどういう意味合いのものをつくっていくかというのは、この文書の中では地球温暖化対策譲与税という平成24年10月の税制改正のときに使われた用語と自民党の平成25年度税制大綱の中でうたわれておる文言であります。そういう点でいうと、新税創設とその税の中身については議論が生じておりますので、この部分をとっていただいて、最初の意見になりますけれども、真ん中は中抜きして、文章を(4)を短く整理していただくというふうでやっていただくことが適当だと思います。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに御意見は。

○委員（山根一男君） 伊藤健二委員の意見に賛成です。この件はまだまだ議論の余地があるとすれば、ここでやっている課題ではないと思いますので、あくまでも例示として出ているわけですから、これを抜いても文意はそんなに大きくは変わらないと思います。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。ほかに御意見のある方。

〔挙手する者なし〕

御意見もないようですので、この2の(4)この地球温暖化対策の項目について、これは意見書に載せるということでしょうか。

その内容につきましては、御意見をいただきましたように、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、この文言についてはあくまでも例示なので、これを削除して文書とするということでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

そのほかについてはよろしいですか。

[挙手する者なし]

それでは、訂正をいたしました大項目2の(4)について読み上げます。

地球温暖化対策において、地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地方税財源を確保するための仕組みを構築することということでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、ほかの項目についてはこれでよろしいですか。これ以外の項目についてはよろしいですか。

それでは、今の部分を訂正したもので意見書としてまとめてまいりたいと思います。

それでは、本意見書案を当委員会発議として本会議に提出することにつきまして、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議ないものと認め、本意見書案を予算決算委員会より提出いたします。

なお、細部の訂正につきましては、委員長・副委員長に御一任をいただきたいと思います  
がよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、当委員会に付託されました認定第1号から認定第17号までの平成24年度各会計決算、議案第43号から議案第46号までの平成25年度可児市各会計補正予算に対する討論を行います。

発言される方は、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてから発言してください。

まず、認定第1号 平成24年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

○委員（富田牧子君） 私は反対の立場から討論を行いたいと思います。

日本共産党可児市議団を代表いたしまして、反対討論を行います。

平成24年度一般会計予算に対して、平成24年3月の予算決算委員会で、基金積立額についての提言を行ったが、財政調整基金については目標額を定めて積み立てていくものではないとして、平成23年度末に既に50億円、正しくは52億7,414万円を超えていた財政調整基金にさらに積み増しをし、平成24年度末の財政調整基金は61億円余の額に達しました。財政調整基金は、平成20年度末の33億7,300万円から61億767万円まで積み増しをされたということで

す。

一般会計における基金全体の合計額は、こうした財政調整基金などを合わせて実に85億8,591万円にまで達しています。平成24年度9月補正予算では、平成23年度の繰り越しが9億5,017万円になったとして、そのうち財政調整基金に4億128万4,000円、公共施設整備基金に3億6,000万円を積み立てましたが、市民要望に応えた予算としては、防犯灯にたった400万円増額しただけでした。12月補正では、さらに1億5,217万円を公共施設整備基金に積み立てをいたしました。まず、基金にため込み過ぎているということを指摘したいと思いません。

前年度の歳出決算額と比較をしてみますと、平成24年度には給料、手当、共済費等が大きく減額になって、1億2,083万円も人件費が減少しています。職員数も507名と定数に足りず、本来正職員で行うべきサービスが臨時職員に置きかわっています。例えば介護保険認定事業が社会福祉協議会から市直営にかわりましたが、臨時職員で対応しているので930万円も減額されています。これではサービスの低下は免れません。保育士や幼稚園教諭も多くを臨時職員で対応しているため、今回の免許未更新のような事態が生まれてくるのではないのでしょうか。

こうした人件費の削減でサービス低下を招きながら、積立金は平成23年度に比べて2億5,753万円も増加している状況であり、必要なところに予算を使わず、余剰金が出たら基金にため込むような現在の状況はおかしいと言わざるを得ません。

一方、本来、経常経費として一般財源から支出すべき社会福祉協議会補助金、これは社会福祉協議会職員の賃金に充てられるものですが、これを地域福祉基金を取り崩して充当させているのは、地域福祉基金の趣旨からも逸脱していると言わざるを得ません。地域福祉基金は、平成18年度末の3億4,128万円から、平成24年度末には1億6,529万円と半分になってしまっています。このような基金の使い方は早急にやめて、可児市の社会福祉に日夜奮闘している社会福祉協議会への補助金は増額した上で、一般財源から支出すべきであると考えます。

また、市民の健康づくりのため、歩こう可児302を展開するということでしたが、ウォーキングルートの安全性や利便性を確保する環境整備に500万円を計上しておきながら、一円も支出されず、先送りをいたしました。なおかつ、平成25年度中にも整備できないような状況は、深く反省すべきであり、予算執行に向けて早急に環境整備に取りかかるべきであると考えます。

また、電源立地地域対策交付金のうち、核のごみ捨て場が懸念される超深地層研究所の分561万円は、これまででもこうしたお金は受け取るべきでないと主張してきましたので、この点にも反対であります。

こうした理由から、平成24年度一般会計の決算には反対するものです。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、討論を終了します。

これより認定第1号 平成24年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

挙手により採決をいたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、認定第1号 平成24年度可児市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第2号 平成24年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

○委員（富田牧子君） 済みません、これもまた反対の立場から討論させていただきます。

国民健康保険事業特別会計決算に対する反対討論を行います。

平成23年度末に多額の前期高齢者交付金の精算金が発生し、国民健康保険事業特別会計は4億3,300万円の黒字となりましたが、このうち3億円は国民健康保険基金に積み、1億2,400万円については、平成24年度予算で一般会計へ繰り戻しました。

国民健康保険事業特別会計では、平成22年度の保険税値上げ以来、毎年単年度収支では4億円以上の黒字でありまして、平成24年度は実に5億円を超える黒字となっています。やはり平成22年度の値上げ幅が大き過ぎたことが、このことから明らかであると考えます。

昨年度の決算時に、日本共産党可児市議団は、余剰金は全額基金へ積み込みをし、さらなる値上げを抑制するために使うべきと主張いたしましたが、平成24年度でも、国民健康保険基金には利子分12万円が積み立てられただけで、基金は3億円から増加をしておりません。高過ぎる国民健康保険税の引き下げを求める立場から、この特別会計決算には反対をいたします。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、ほかに討論はございますか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、それでは討論を終了いたします。

これより認定第2号 平成24年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

挙手により採決をいたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、認定第2号 平成24年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号 平成24年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

○委員（富田牧子君） 後期高齢者医療特別会計決算認定について、反対の立場から討論をいたします。

後期高齢者医療保険料は、平成24年度から値上げをされて、平均年額5万6,722円の保険

料となりました。平成24年度の県の後期高齢者特別会計決算の実質収支は、73億円もの黒字であります。黒字理由は、歳出の療養諸費が予算に対して62億円余りの不用額が出たからとこのことです。

2年ごとに保険料が上がるシステムである後期高齢者保険料は、高齢者世帯の家計を圧迫し、大きな負担となっております。値上げになり、しかも大幅な黒字を生み出している後期高齢者医療保険特別会計決算には反対をいたします。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに討論のある方、ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了いたします。

これより認定第3号 平成24年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

挙手により採決をいたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、認定第3号 平成24年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号 平成24年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

○委員（富田牧子君） 反対の立場から討論をいたします。

平成24年度の可児市介護保険料は29.6%も値上げされ、基準月額4,900円にもなりました。第4期に比べて1,120円もの値上げであります。

一方で、介護者激励金や住宅改造など、老人福祉在宅事業費が432万円も削られました。また、介護報酬の改定で、訪問介護の生活援助時間が短縮され、サービスの低下を招いております。このため、平成24年度では、居宅、地域密着型、施設の3サービスは、見込みを大きく割り込んで、介護サービス給付費を2億2,050万円も減額する結果となっております。

保険料の上昇と介護サービスの低下がさらに進行しているこうした介護保険特別会計決算には反対をいたします。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了いたします。

これより認定第4号 平成24年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

挙手により採決をいたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、認定第4号 平成24年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号 平成24年度可児市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討

論を行います。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了いたします。

これより認定第5号 平成24年度可児市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

挙手により採決をいたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、認定第5号 平成24年度可児市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号 平成24年度可児市飲料水供給事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了いたします。

これより認定第6号 平成24年度可児市飲料水供給事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

挙手により採決をいたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、認定第6号 平成24年度可児市飲料水供給事業特別会計歳入歳出決算認定につきましても、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第7号 平成24年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了いたします。

これより認定第7号 平成24年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

挙手により採決をいたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、認定第7号 平成24年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましても、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第8号 平成24年度可児市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はございませんか。

○委員（小川富貴君） 反対の立場での討論を行います。

本年度の事業は9億円、公共下水道に対して一般会計から、そしてまた事業も対象になっているかどうか分からない地方債が組まれています。実質は、これが債務返済に大きく充てられるものになっています。

一方、私がずっと指摘しております行政の不作为と申し上げております接続をしなければならぬのにしない状況で放置されているという状況がございます。こういったことを明確に方向づけてやっていくという方針がまだ明らかになっていない点においては、本年度のこの事業に対する賛成は到底しかねるものでございます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに討論はございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了いたします。

これより認定第8号 平成24年度可児市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

挙手により採決をいたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、認定第8号 平成24年度可児市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第9号 平成24年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はございませんか。

○委員（小川富貴君） 反対の立場での討論を行います。

公共下水道事業と同じく、この特定環境保全公共下水道事業も同じように一般会計からの繰り入れ、そして地方債を起こしています。事業ももう修繕という形に移ってきておりますが、相変わらず地方債を入れなければ債務返却ができない、その繰り返しを続けています。

こういう状況の中で、先ほども申し上げましたように、使用料収入としていただく分がまだいただけていない実態がございます。早急に解決に向けてのロードマップを行政は示す役割であると思います。これらをきちっと明確に出していただくように要望していかねばならないという立場から、反対をさせていただきます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに討論はございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了いたします。

これより認定第9号 平成24年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

挙手により採決をいたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、認定第9号 平成24年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、原案のとおり認定すべきものと決定いたしま



した。

次に、認定第10号 平成24年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして討論を行います。

討論はございませんか。

○委員（小川富貴君） 同じく反対の立場での討論になります。

可児市農業集落排水事業は、可児市の下水道事業の中で最も古いものになります。最初に開発をされてきたわけですが、その中で本当に開発される地域の住民のニーズに合ったものであったのかということが、本当に厳しく今検証されなければならないというふうに思います。大規模な事業を行うときの行政の責任をきちっと反省の中で問うものにしていかなければならないという点で、反対をさせていただきます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに討論はございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了いたします。

これより認定第10号 平成24年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

挙手により採決をいたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、認定第10号 平成24年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第11号 平成24年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして討論を行います。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了いたします。

これより認定第11号 平成24年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして採決いたします。

挙手により採決をいたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、認定第11号 平成24年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第12号から認定第16号までの平成24年度可児市土田、北姫、平牧、二野、大森の各財産区特別会計歳入歳出決算認定についての5議案を一括議題といたします。

これより認定第12号から認定第16号の5議案に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了いたします。

これより認定第12号から認定第16号までの平成24年度可児市土田、北姫、平牧、二野、大森の各財産区特別会計歳入歳出決算認定についての5議案につきまして、一括採決をいたします。

挙手により採決をいたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、本5議案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第17号 平成24年度可児市水道事業会計決算認定について討論を行います。討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了いたします。

これより認定第17号 平成24年度可児市水道事業会計決算認定について採決いたします。挙手により採決をいたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、認定第17号 平成24年度可児市水道事業会計決算認定につきましては、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号 平成25年度可児市一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、討論を終了いたします。

これより議案第43号 平成25年度可児市一般会計補正予算（第1号）について採決いたします。

挙手により採決をいたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第43号 平成25年度可児市一般会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第44号 平成25年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、討論を終了いたします。

これより議案第44号 平成25年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

挙手により採決をいたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

举手全員であります。よって、議案第44号 平成25年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第45号 平成25年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、討論を終了いたします。

これより議案第45号 平成25年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

举手により採決をいたします。原案に賛成の方の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

举手全員であります。よって、議案第45号 平成25年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第46号 平成25年度可児市水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、討論を終了いたします。

これより議案第46号 平成25年度可児市水道事業会計補正予算（第1号）について採決いたします。

举手により採決をいたします。原案に賛成の方の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

举手全員であります。よって、議案第46号 平成25年度可児市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩をとりたいと思います。10時25分まで休憩とさせていただきます。よろしく申し上げます。

休憩 午前10時07分

---

再開 午前10時26分

○委員長（伊藤 壽君） それでは皆様おそろいのようなようですので、休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

ただいま審査を終えました各審査につきましては、それぞれ提言案について各分科会でまとめていただきました。各分科会においてまとめていただきました意見について、各分科会長から報告をしていただきます。よろしく申し上げます。

○委員（山田喜弘君） では、総務企画委員会所管部分での提言案を読み上げさせていただきます。

3項目あります。まず第1番目に予算編成及び執行について。

予算編成においては、事業の計画と積算の精度を高め、需要が高いと認められる事業については当初から必要な予算措置をすること。また、予算執行においては、未執行と成らぬよう適性に管理すること。

2. 地域防災計画の運用について。

改定された地域防災計画に基づく各種マニュアルを早急に策定すること。

共助を担う自主防災組織の組織化を図り、地域の防災力に格差が生じないように働きかけること。

3. リニア中央新幹線建設にかかわる情報公開について。

リニア中央新幹線建設による市民生活への影響がないよう市として長期的な取り組みが必要である。市は組織・体制を整え、積極的に市民への情報提供に努めることとあります。で、少し補足の説明をさせていただきます。

1番においては、需要が高いと認められる事業ということについては、住宅リフォームなどの事業は毎年3,000万円計上されていますが、この時期にほぼ予算を使い切るということが続いています。それならば、そういうことについて、もう少し予算をしっかりと確保すべきではないか、当初から必要な予算措置をすることということを含んでおります。

また、先ほどの富田委員の発言にもありましたように、予算執行においては、500万円が今回未執行となったということもありますので、しっかりと執行管理をするようにということとあります。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） 続きまして、第2分科会のほうよろしく申し上げます。

○委員（澤野 伸君） 第2分科会建設市民委員会所管の提言案を朗読させていただきます。  
ファシリティマネジメントについて。

本市は、市民が豊かな生活を享受するためのさまざまな施設整備を行っており、量的充足は果たされつつある。しかし、公共施設は経過年数とともに老朽化や安定的なサービス水準を維持するためには、現状の評価や将来起こり得る変化に対応する仕組みづくりが急務である。マネジメントの方針を示されたい。以上、1点でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

続いて、第3分科会の提言案をお願いいたします。

○委員（天羽良明君） 第3分科会教育福祉委員会所管の提言を朗読させていただきます。  
歴史文化遺産への取り組みについて。

国宝卯花塙のふるさとである牟田洞古窯跡を含む大萱古窯跡群や国指定を受けた美濃金山城跡などの歴史的な文化遺産を可児市のシンボルとして、観光、教育、健康、地域のまちづくり等さまざまな分野で活用できるようなグランドデザインの策定をすること。以上1点です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ただいまそれぞれの分科会長から提言案を報告していただきました。全部で5つあります。この中で、今お聞きになられて、取り上げていくもの、それからまあこれはという取り上げ

ないものということ、ちょっと仕分けをしていきたいと思います。それに基づいて、それぞれの内容について協議をしていきたいと思いますので、よろしいでしょうか、それで。

〔挙手する者なし〕

それでは、この5つのうち取り上げるべきものを選択していきたいと思います。御意見はございますか。

○委員（伊藤健二君） 5つのうち第2分科会ファシリティマネジメントについてでございますが、幾つかあったうちの中から絞り込んで、こういう形にされたということで、これ自体は必要なことという認識をしておるところですが、当局の関係がちょっと今不鮮明なんです。それで、もし執行部のほうが、こうしたファシリティマネジメントについて常に幾度となく議会でも取り上げた結果、検討を進めてきておられて、もうぼちぼちできるころではないかという気もいたしますが、もしそうであるなら、あえて早よう出せと言って方針明示を要求しなくとも、時期が来れば必要な内容を取りそろえて出てくるようにも思うんですが、その辺との関係で、あえてこの意見書の提言の提出は、提言足る意味があるのでしょうか。その辺について、ちょっと状況がわかれば教えていただき、積極でないというならこれはこれとしてなくてもいいのかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○委員（澤野 伸君） 今現状としまして、執行部のほうで2年かけて、公共施設の資産の計算に入っておるそうです。マネジメントの方針についてはまだ決まっていませんで、洗い出しの状況であるので、方向性、こういった形でのマネジメントを示していくかというのはまだ明確でないので、そういう意味合いにおいて、方針の明示をお願いするということでの取りまとめとなっております。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに御意見はございますでしょうか。

○委員（澤野 伸君） 少しまだ今後のこともあろうかと思うんですが、いわゆる会計の方法も企業会計の導入等々も含まれてのことでのマネジメントの方針ということで、含みはかなりまだ先の話ですけれども、企業会計導入等々も、そういった意味合いもあってマネジメントの方針という一文にちょっと込めた経緯もありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに御意見はいかがでしょうか。

今説明があった5つの項目について、提言案として全てまとめるかどうか。ほかに御意見があったらいただきたいと思いますが。

○委員（山根一男君） 若干質問的な要素もあるんですけども、総務企画委員会の予算編成及び執行について非常に大事なことだと思いますし、私の思いの中で、今回特にエアコンのことなどが補正予算からというところで、5億円にもわたる大きな金額のことを補正予算の審議で決めなきゃいけないというのもどうかなと思っている節がありまして、そういうことも当初から必要な予算措置をすることということの中にそういう意味合いも含まれているのでしょうか。

○委員（山田喜弘君） もともと議会としては、大きな予算が伴うものについては、補正予算

じゃなくて当初予算に計上しなさいよということだと思います。で、今山根委員が言われたようにそういうことも含めて、できるだけ緊急じゃなければ補正予算じゃなくて、しっかりと当初予算に計上すべきだという意味も含まれております。

○委員（山根一男君） わかりました。やはり議会としての関心といいますか、さんざん時間を費やしてきたことですので、この5項目それぞれ大事なこと、伊藤健二委員がおっしゃったように既に行政として取り組んでいること、あるいは何もしなくても進んでいくこともあるかもしれませんが、予算決算委員会としてこの5項目は幾つもあった中から残ってきた案件だということで、私はこの5項目全部採用したほうがいいという意見です。

○委員（山田喜弘君） 1点だけ澤野委員にお聞きしますが、このマネジメントの方針の中で、基金のあり方については何か御議論あったでしょうか。

○委員（澤野 伸君） ありました。ありましたが、建物一個一個について基金を設けるのか、例えばその全体について基金を設けるか、手法というのはまだ出てきていないものですから、それをあえてこちらからああしろこうしろという細かな指摘で載せるよりも、いわゆる方針ですね、基金当然管理していく上では財源が必要ですので、そのあり方について基金をどう組み立てていくかということも大きな問題かと思うんですけども、そうした方針も明示してほしいという意味合いでのことであって、基金をどうしろああしろということは特段ちよっと書き込まなかったです。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに御意見。

○委員（伊藤健二君） 済みません、第3分科会のグランドデザイン議論なんですけど、ちょっと意味が十分飲み込めないので補足してほしいんですけど、この文書5行あるうちの、主語は歴史的文化遺産をシンボルとしてグランドデザインをしなさいということをご提案しているわけですか。大萱古窯跡群と美濃金山城跡以降は、この代表的2つの歴史的文化遺産だと書いていますね。それをまず市のシンボルとして位置づけなさいよということと、もう1点は観光からまちづくりまでなどの洋々な分野で、多様な分野で、活用できるようにグランドデザインをつくりなさいということですか。ちょっとお願いします。

○委員（天羽良明君） 済みません、そうですね、可児市のシンボルとしてというふうに位置づけなさいというふうに係ることと、あともう一つは、観光、教育、後半の部分にも両方に係っていくように、グランドデザインというところちょっとイメージがつきにくいかわかりませんが、こういったせつかくの資源を今発掘している状況でありますけど、それを例えば美術館にしていくのか、それともこういう遺跡の発掘現場という形の価値を位置づけていくのかという大きなグランドデザインが必要ということもありますもので、シンボルというふうにもしたいです。また、そのグランドデザインというものも明確にしてほしいという願いが込もっております。

○委員（伊藤健二君） 天羽委員長にちょっと確認ですけど、現行で既に発表されている観光グランドデザイン、あれ案だったかな、今ありますよね。佐藤参事時代に具体化して今の企画経済部参事が主として担当してやっている、あれとの関係はどういう意味になりますか。

ここで要求しているグランドデザインの策定というのは、今あるグランドデザインという文書との関係はどのような位置ですか。

○委員（天羽良明君） あれは観光グランドデザインという形ですので、ある程度絞っているかと思いますが、今回の委員会ではもうちょっと大きな教育にも、ウォーキングとかの健康づくりにもいろんな面でということで、少しその別の部分を見ながらやっております。

○委員（小川富貴君） 今の第3分科会の議論も、そして、第2分科会の委員長が読みのところでもはらっと思ったところは単純なところですけど、読点のつけ方に若干の問題があるんじゃないかなと思うんですね、文書的に。第3分科会今の議論のところですけども、中段部分の歴史的文化遺産をで、読点が入っているんですけども、これはずっと続けて遺産を可児市のシンボルとしてまでですから、こののを後の読点はとるべきではないかなあと、文書的にね、そうすると理解できると思うんです。

それで、第2分科会については、やっぱり3行目ですけども、公共施設は経過年数とともに老朽化し、で、文脈としてはここで読点が1つ入らないと、文節はここで1個切れるわけですから、老朽化し、で読点を打って、安定的なサービス水準を維持するためというふうに続けるべきだというふうに思います。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。済みません、ありがとうございます。

まず、この提言の表題と趣旨を理解していただいて、どれを採用するか、全て提言としてまとめるかということをやっと確認していきたいと思いますが、おおよそ趣旨、疑問点は理解していただいたと思いますが、いかがでしょうか。

○委員（川合敏己君） 可児市の象徴として、観光、教育、健康、地域のまちづくり等の部分をもう少しここら辺をどういう活用のされ方があるのかだけ、ちょっと補足をいただけるとありがたいです。第3分科会のほうに質問です。

○委員（天羽良明君） そうですね、全て観光についてもこれを見に来る方々がふえるようにしたいです。また、教育についても子供たちにこういった貴重性のある歴史的な資産に触れて心の豊かさを感じていただきたいですし、歴史にも興味を持ってもらいたいです。

また健康についても、兼山のまちのほうに金山城跡もありますので、そこをこちらを結んだウォーキングロード等の健康政策につながっていくような形がとられるといいかと思えますし、あとはまちづくりについてもいろいろまちづくりの政策に取り入れていってもいいまちづくりがしやすいんじゃないかと思っておりますので、このシンボルの使い方は全てに係っていく使い方をそれぞれの分野で考えていただきながら夢を広げてもらいたいというふうに思っております。

○委員長（伊藤 壽君） ではほかにございますか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

済みません、それぞれ5項目について、いかがいたしましょう。この個別といいますか、5項目全て採用するのか、どうかという御意見をいただきたいと思えます。

○委員（小川富貴君） 今の第3分科会のところですけど、委員長の説明をお聞きすると、

本当にそうだと思うんですね。とてもいい夢のあるところだと思うんですけども、ならば観光、教育、健康、地域のまちづくり等々とくると具体的な展開になって、グランドデザインからはちょっと離れてくるんですね、グランドデザインではなくて、各パーツへの展開を図ってほしいということですから、そこでまたグランドデザインという、えっというふうなところに来るのではないかと思うんです。以上です。でもいいと思いますよ、とつても。

○委員（山根一男君） 第3分科会におりましたので、話し合いの経過の中で活用することにとどめるという案もあったんですけども、やはりグランドデザインというか統合的な、特に可児市の誇りといいますか、そういったものを醸成するようなことも含めて、それをシンボルという言葉についても議論はあったんですけども、シンボルとしてそれを個別にいろんな使い方といいますか、活用はあるにしてもそれを統合的に何か指し示していくような指針みたいなものとか、そういったものを希望するというか、戦略という言葉は使いたくはなかったんですけども、そういう意味合いだったと議論の中で思っています。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

そうしましたら、この5項目について、提言として取り入れないほうがいいと、そういったような御意見はございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、この5項目全てについて、提言としてまとめていってよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、第1分科会の1項目から順次内容について確認をしていきたいと思えます。文言等の整理もしていきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時49分

---

再開 午前11時07分

○委員長（伊藤 壽君） それでは休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

それでは、ここに示します5項目について提言をしていくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、副委員長からただいまの5項目の提言案について朗読していただきますので、よろしくお願ひします。

○副委員長（伊藤英生君） それでは、提言を読み上げさせていただきます。

1. 予算編成及び執行について。

予算編成においては、事業の計画と積算の精度を高め、需要が高いと認められる事業については、当初から必要な予算措置をすること。また、予算執行においては未執行と成らぬよう適正に管理すること。

2. 地域防災計画の運用について。



改定された地域防災計画に基づく各種マニュアルを早急に策定すること。共助を担う自主防災組織の組織化を図り、地域の防災力に格差が生じないように働きかけること。

3. リニア中央新幹線建設にかかわる情報公開について。

リニア中央新幹線建設による市民生活への影響がないよう市として長期的な取り組みが必要である。市は組織・体制を整え、積極的に市民への情報提供に努めること。

ファシリティマネジメントについて。

4. 公共施設は経過年数とともに老朽化し、安定的なサービス水準を維持するためには、現状の評価や将来起こり得る変化に対応する仕組みづくりが急務である。マネジメントの方針を示すこと。

5. 歴史文化遺産への取り組みについて。

国宝卯花塙のふるさとである牟田洞古窯跡を含む大萱古窯跡群や国指定を受けた美濃金山城跡などの歴史文化遺産を可児市のシンボルとして、観光、教育、健康、地域のまちづくり等さまざまな分野で活用できるランドデザインの策定をすること。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） 以上で御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それではお諮りします。

本日、審査いたしました案件に関する委員長報告案の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めますので、そのようにいたします。

以上で、本日の当委員会の会議の日程は全て終了いたしました。これで終了してもよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

これにて閉会をいたします。

大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

閉会 午前11時10分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年9月27日

可児市予算決算委員会委員長